

## 会 則

(名称)

第1条 本会は、環境報告書ネットワーク(英文名称: Network for Environmental Reporting: 略称 NER)と称する。

(目的)

第2条 本会は、事業者、市民等の関係者の参加の下で、環境報告書について研究を行うとともに、広く情報を発信していくことにより、環境報告書の質の向上と普及を進め、もって、環境保全のための事業者と市民とのパートナーシップの構築に資することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1)環境報告書をめぐる国内外の情報の収集
- (2)環境報告書のあり方等についての研究
- (3)環境報告書に関する各種の情報の提供・発信
- (4)その他本会の目的を達成するために必要な活動

(会員)

第4条 本会は、本会の目的に賛同して入会した事業者、団体及び個人を会員とする。

- 2 会員は、自ら環境報告書の作成・公表に取り組み、又は環境報告書の受け手となることを通じ、環境保全のためのパートナーシップの形成に努めるものとする。

(幹事)

第5条 本会に、幹事を置く。

- 2 幹事は、会員の互選により、事業者及び団体等を代表する者並びに学識経験者から若干名を選任する。
- 3 本会は、幹事により組織される幹事会の決定に基づいて運営される。
- 4 幹事の互選により、本会を代表する代表幹事若干名を選任する。
- 5 幹事の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(事務局)

第6条 本会の会務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局は、当分の間、環境パートナーシップオフィス内に置く。

(会則の改正)

第7条 この会則の改正は、幹事会の決議によるものとする。

(附則)

1 この会則は、平成10年6月5日から施行する。

2 本会の設立当初の幹事は、設立発起団体・発起人会において推薦する者をもって構成するものとし、その任期は、第5条第5項の規定にかかわらず、平成12年3月31日までとする。

3 当分の間、会員からの会費の徴収は行わない。